

4.12. 業務担当者の研修

データの集計及び解析作業を実施する前に、データの集計及び解析を行う担当者、及び国際的報告義務対応を行う担当者を対象とした研修を実施した。業務担当者に求められる能力を表 4.12.1 に、研修の概要を表 4.12.2 に示す。

表 4.12.1 業務担当者に求められる能力

業務	求められる能力
データの集計及び解析	✓ 多様性基礎調査の趣旨や調査方法、データ内容を理解できる能力 ✓ 適切な解析を実行できる能力
国際的報告義務に対応するための項目・手法の調査分析	✓ 国際的な森林資源の調査・手法に関する動向を把握する能力 ✓ 本事業の成果が各種報告にどのように活用可能かを検討する能力

表 4.12.2 研修の概要

日にち	令和元年 8 月 30 日（金）、令和元年 9 月 26 日（木）
参加者	業務担当者計 6 名（8 月 30 日：5 名、9 月 26 日：5 名）
主な内容	【8 月 30 日実施内容】 ✓ 過年度のデータの集計及び解析の実施状況等について ✓ 入力プログラムに入力された多様性基礎調査データ（解析用データ）の内容及び構造について ✓ 解析用データの取扱い及び基礎的な解析方法について ✓ 国際的報告への対応状況について 【9 月 26 日実施内容】 ✓ 解析用データの取扱い及び基礎的な解析方法について



図 4.12.1 研修の様子

5. データの公表資料作成

5.1. 概要

多様性基礎調査のデータや解析結果の利活用を促進するためには、一般や研究者等に広く認知される必要がある。そこで、多様性基礎調査の結果を広く公表し、多様性基礎調査を普及・広報するため、林野庁ホームページの更新に向けた公表資料を作成するとともに、一般向けの公表レポートを作成することとした。

なお、林野庁ホームページ公表資料は、多様性基礎調査の解析結果を掲載するものであり、「4. データの集計及び解析」で報告した解析項目についてその結果を公表する。来年度以降、解析手法や解析結果の精査を踏まえ、公表内容を検討していく予定である。

今年度報告書では、一般向け公表レポートの作成について報告する。

5.2. 一般向け公表レポートの作成

(1) 目的

多様性基礎調査は、森林資源モニタリング調査として開始された平成 11 年から、20 年以上実施されてきた調査結果として貴重なデータであり、国民や研究者、関係省庁に普及・広報することにより、幅広く利活用を図ることが重要である。しかし、多様性基礎調査の結果は、主に林野庁ホームページで一部公表されているものの、一般に広く認知されているとはいいがたい状況と推察される。

そこで、多様性基礎調査による森林資源データの利活用を促進するため、調査の成果を紹介し、広く周知するための公表レポートを作成する。

(2) 作成方針

一般向け公表レポートの対象は、次のように大別されると思われる。

- ① 森林・林業に日常的に関わらない一般の方
- ② 森林・林業に関わる幅広い研究者、行政関係者、事業者等
- ③ 森林・林業を専門とする研究者、行政関係者、事業者等

レポートを公表する対象は、必ずしも林業、森林環境、森林生態学のバックグラウンドを持っているとは限らない。そのため、多様性基礎調査のデータを理解・解釈する能力は、対象それぞれで異なっていると推察される。

そこで、一般向け公表レポートは、対象に応じて、誰にでもわかりやすい表現でまとめたものと、より専門的な内容のものの、二種類を作成することとする。

まずは、対象③の専門的な内容のレポートを作成する。その後、内容を平易な表現に整理し、対象①及び②に向けたレポートとする。

令和 2 年度～令和 3 年度の公表を目指し、レポートの作成を進める。

(3) 項目案及び執筆のスタンス

一般向け公表レポートは、「本編」と、「資料編」の2編構成とする（表 5.2.1、表 5.2.2）。

「本編」では、多様性基礎調査の経緯、これまでの取組、調査設計や手法の概要、成果等をまとめる。「森林のモニタリングとは何か」、「多様性基礎調査の特徴は何か」、「一時点だけではなく時系列でデータから何を読み取れるか」等の切り口で、図表を含め分かりやすく記述し、読み物として内容を充実させることに留意する。

社会的なニーズのある話題や、多様性基礎調査のデータの分析結果については、専門家によるコラムも掲載し、分かりやすく解説する。

「資料編」では、「本編」で概要を記述するにとどめた調査設計、調査項目、調査手法について、詳細な内容を掲載する。

また、これまでに多様性基礎調査のデータを利用した研究・論文について、専門家にコラムとして「資料編」において紹介してもらおう。それによって、多様性基礎調査のデータがどう活用されたか、理解を深められる内容を目指す。

表 5.2.1 一般向け公表レポートの項目案と記述のスタンス（本編）

項目（案）	記述のスタンス、配慮すべき点
1. 森林生態系多様性基礎調査の背景と 20 年の歩み	多様性基礎調査が 20 年継続していることの意義深さを記述
1.1. 森林のモニタリング調査とは	- 森林のモニタリングとは？ - なぜ森林のモニタリングが必要か
1.2. 森林資源モニタリング調査以前の全国レベルで行われた森林調査	10000 点調査(その予備調査としての 3000 点調査) 等がどのような考え、目的、方法で実施されたか - それらの調査の特徴
1.3. 国内・外の潮流と要請	- 世界各国の森林資源モニタリング調査の森林政策等での位置づけ - 世界各国ではどのように森林をモニタリングしているか - モニタリングサイト 1000 等、近年の日本の生態系モニタリング調査では何をどのようにモニタリングしているか
1.4. 森林資源モニタリングから森林生態系多様性基礎調査へ	国内の類似のモニタリング調査や森林簿システムがある中で、なぜ森林資源モニタリング調査があるのか
1.4.1. 森林資源モニタリング調査の計画・設計	
1.4.2. 森林資源モニタリング調査の開始	
1.4.3. 森林生態系多様性基礎調査への移行	
2. 調査手法の概略	- 手法のアウトラインにとどめ、詳細は資料編で解説 - 第 3 期から QAQC が行われていることは書き込む

項目（案）	記述のスタンス、配慮すべき点
	・テクニカルに踏み込んだ内容は資料編で説明する
3. 多様性基礎調査からわかる森林資源の状況（集計・解析の結果）	・林野庁ホームページに載せる集計結果を細かく、わかりやすく説明する ・図表を充実させる ・一時点の状態だけではなく時系列変化を記述する ✓ 変化が分かるようにする ✓ 傾向や理由も記述する ・社会的ニーズがあるような話題については、1 ページぐらいにまとめる ・各項目について専門家のコラムを設ける ✓ 調査の特性と、成果として期待できること ・読み物として充実させる ・3. の執筆⇒fact の説明はデータ解析事業の事務局／コラムは専門家（現在の専門委員や以前の専門委員）
3.1. 森林生態系のタイプ	
3.2. 植物の多様性（種数等）	
3.3. 森林資源量（面積・蓄積）	
3.4. 野生鳥獣害	
3.5. 土壌の健全性	
4. 森林生態系多様性基礎調査の今後の展望	・簡潔に ✓ 林野庁の視点からの展望 ✓ 専門委員の視点からの展望

表 5.2.2 一般向け公表レポートの項目案と記述のスタンス（資料編）

項目（案）	記述のスタンス、配慮すべき点
1. 調査の設計、調査項目、調査方法	
1.1. 調査設計	
1.2. 調査項目及び調査方法	
2. 品質保証・品質管理体制	
2.1. 背景	
2.2. 精度検証調査の取組	
2.3. 計測精度の変遷	
3. 多様性基礎調査のデータを利用した研究・論文の紹介	・パブリッシュされた論文に多様性基礎調査のデータがどう使われたか ・森林総研 WG にコラム的に紹介してもらう

6. 調査データの公開対応

6.1. 概要

近年、国際的に持続可能で効率的な森林管理の重要性が増してきていることもあり、気候変動や生物多様性等、森林・林業に関する国際的な報告要請が増加している。これらの要請に応え、適切な森林管理を実施していくためには、科学的知見やデータに基づく計画が必要であり、それには専門家や研究者との連携が不可欠である。

多様性基礎調査結果のデータ公開体制を整備し、情報を簡素化しない生に近いデータが多くの研究者や行政機関に利用されることで、国内外の報告や政策立案への利活用を促進することが期待される。

諸外国では既に **National Forest Inventory**（以下、「NFI」という。日本においては多様性基礎調査がこれにあたる。）の調査結果の公開が進んでおり、積極的にデータの利活用を行っている¹⁵。国内においても、他分野に着目すると国勢調査（総務省）や自然環境保全基礎調査（環境省）といった調査結果の公開が進んでいる。

こうした流れも踏まえ、一般向けに利用しやすい形態に集計した解析プログラムだけでなく、研究者等を対象とした詳細なデータ（以下、「研究者等向けデータ」という。）の公開を含む、戦略的な利活用体制について検討していく必要があり、データ解析事業（第4期）より、検討を進めてきている。

表 6.1.1 研究者等向けデータの公開に向けたこれまでの検討

	実施内容
平成 26 年度	➤ 森林総研 WG を設置
平成 27 年度	➤ 他国 NFI の情報公開体制について調査を実施 ➤ 公開用データセット、利用ルールを検討・作成 ➤ 森林総研 WG でのデータ公開試行を開始
平成 28 年度	➤ 森林総研 WG の成果報告会・運用に関する意見交換会を実施
平成 29 年度	➤ NFI 調査の実施状況や結果の活用状況について、NFI 実施国にアンケート調査を実施 ➤ 森林総研 WG での利用上の課題についてアンケート調査を実施し、対応を検討
平成 30 年度	➤ データ公開主体から、データの公開状況や、公開に際しての課題や対応等についての情報収集を実施 ➤ 品質表示方法について検討

¹⁵ 森林資源調査データ解析（第4期）平成27年度報告書、森林資源調査データ解析（第4期）平成29年度報告書参照。

本事業（第 5 期）では、事業期間内での研究者等向けデータの公開を目指し、過年度の調査・検討結果を踏まえ、より具体的な検討を行う。主な実施事項は以下のとおり。

- 公開データ内容の検討
希少種情報や個人情報、財産情報、及び調査点の位置情報等、慎重な取扱いが求められる情報を考慮し、公開データ内容・利用制限を検討する。
- 公開方法の検討
利用者の利便性を考慮したデータ形式（csv、xlsx、mdb 等）や配布方法（郵送、Web ダウンロード等）を検討する。
- 公開データの整備
公開データ内容の検討、及び公開方法の検討結果を基に、公開用データセットを整備する。
- 利用ルール（利用規約）の作成
既に公開されている類似の公開データの利用規約等を参考にするとともに、多様性基礎調査特有の留意点等も踏まえて、公開データの利用ルールを検討する。
- Web サイトの構築
多様性基礎調査及びそのデータの普及・広報、データ公開、ヘルプデスク対応を目的とした Web サイトを構築する。

このうち、今年度は、公開データ内容の検討、及び利用ルール（利用規約）の検討を行った。

また、来年度以降、公開方法を検討し、公開データの整備を行うとともに、Web サイトの構築についても検討を進める予定である。

6.2. 公開データ内容の検討

研究者等向けデータ公開にあたっては、より詳細なデータを利用いただくために、情報を簡素化しない生に近いデータを公開することを検討する。しかし、表 6.2.1 に示すデータ項目については、調査結果の生データを公開することによって問題が生じる可能性があるため、過年度事業での既存公開データの調査結果等を踏まえ、具体的な対策を検討した。

表 6.2.1 公開した場合に問題が生じる可能性のあるデータ

データ項目	公開した際の問題	非公開とした際の問題
プロット位置情報	● 調査地点が特定され、林内に立ち入られる可能性がある。 ✓ 施業に影響を与えたり、人が立ち入ることで林内環境が変化し、調査結果にバイアスを与える可能性がある。 ✓ 所有者に許可を得ない、不法な入林や伐採等の可能性がある。	● リモートセンシングと組み合わせた解析では、結果に大きな影響を与える。 ✓ 解析に用いる空間分解能によっては、詳細な位置情報が必要となる。
立木調査結果	● 個人の財産情報にあたる可能性がある。	● 単木レベルの詳細データを使用できない。
希少種・有用種情報	● 乱獲・盗伐・攪乱の恐れがある。	● 種数を用いる解析等において、過小評価になる。

6.2.1. プロット位置情報の取扱い方針

調査プロットの正確な位置座標が公開された場合、調査地点が特定され、林内に立ち入られる可能性がある。林内に立ち入られると、施業に影響を与えたり、人が立ち入ることで林内環境が変化し、調査結果（システマティックサンプリングにより得られる偏りのない統計量）にバイアスを与える懸念があるだけでなく、所有者に許可を得ない、不法な入林や希少種・有用種の乱獲・盗伐等の懸念も生じる。しかし、位置情報を公開しなければ、詳細な空間解析を行う場合、その結果に影響が及ぶ懸念がある。

プロット位置を特定できる情報には、プロットの位置座標（GPS で取得した緯度経度座標）があるほか、入力プログラムには記録しないが、本体調査では、土地所有者情報についても取得している。

既にデータ公開が進んでいる海外の NFI（アメリカ及びカナダ）や国内の環境調査（自然環境保全基礎調査（植生調査）及びモニタリングサイト 1000）において、位置情報の公開にどのように対応しているのかを調査したところ¹⁶、調査地点の正確な位置情報は、NFI データやモニタリングサイト 1000 といったサンプリング調査では非公開とされていた。また、土地所有者情報は

¹⁶ 森林資源調査データ解析（第 4 期）平成 30 年度において実施。詳細は、森林資源調査データ解析（第 4 期）平成 30 年度報告書の「2.3.2. データ公開主体からの情報収集」を参照。

個人情報に当たるため、アメリカとカナダの NFI では非公開とされている。一方、自然環境保全基礎調査では、土地所有者情報が調査項目に無く、またモニタリングサイト 1000 では調査地に私有地が無い（調査地の多くが、大学の演習林や研究機関の試験地である）ため、土地所有者情報の公開は行っていない。

これらの事例も踏まえ、プロット位置に関する情報については、個人情報の保護及び希少種や有用種の乱獲・盗伐等防止のため、表 6.2.2 の方法で公開することとする。

表 6.2.2 プロット位置に関する情報の公開方針

データ	対応
位置座標	正確な座標は基本的に非公開。精度を落とした座標を公開する。
土地所有者情報	非公開。

位置座標の公開手法（精度の落とし方）には、主に以下の手法が考えられる。

- ① 計画格子点の緯度経度の度表示小数点以下 2 桁に省略した座標を公開。
 - ✓ 現在、解析プログラムで採用している手法
- ② 正確な位置座標から、ランダムな方向に一定程度の距離をずらした座標を公開。
 - ✓ アメリカの NFI 公開データで採用している手法
- ③ 3 次地域メッシュ（約 1km×1km）の番号を公開。

上記について、①の手法は、100 分の 1 度の精度で、調査プロットの正確な位置から最大 1,000m 程度の誤差が生じる。現地調査実施点と①の座標の誤差を調べた結果、誤差の頻度は図 6.2.1 のとおりとなり、300m 以上の誤差が生じたプロットが全体の 7 割以上となった。300～1,000m 程度の誤差があれば、②の手法でランダムに位置をずらさなくても、調査地点を特定される危険性は十分低いと考えられる。

③の手法は、ポイントではなくメッシュで解析する利用者にとっては有効であるが、誤差は最大 1,000m で、手法 1 の精度と同様である上、現在の解析プログラムにおいて、①の手法の位置座標を公開しているため、③の手法で公開することとしても、解析プログラムのデータと結合することで①の座標を求めることができる。

上記を踏まえ、位置情報は①の手法（緯度経度の度表示小数点以下 2 桁に省略した座標）で公開し、3 次地域メッシュ番号を付与することとする。

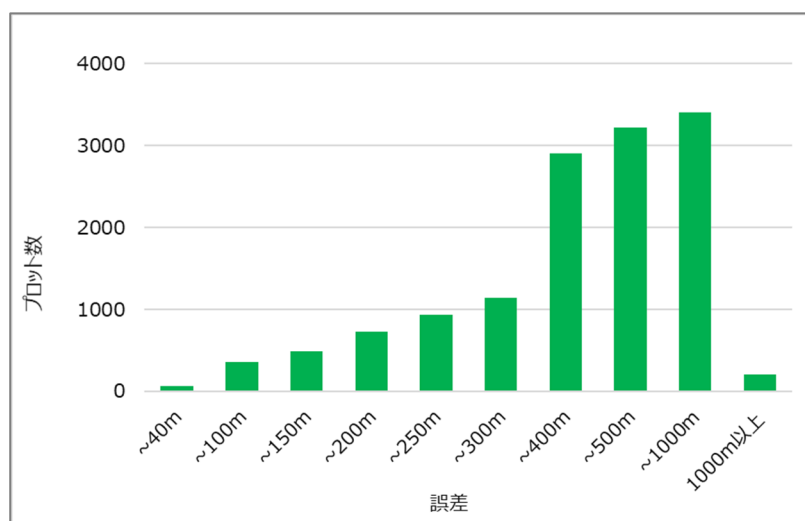


図 6.2.1 計画格子点座標の度表示小数点以下2桁と現地調査実施点座標の誤差の頻度（第3期調査結果データ使用）

6.2.2. 立木調査結果の取扱方針

立木調査の結果が個人の財産情報に当たる可能性があるという懸念より、個人情報保護等の観点から、当該データの公開可否について整理することとした。

個人情報の保護に関する法律第二条一項によれば、個人情報とは、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とされている。

上記より、個人の財産情報として注意が必要となるのは、立木調査結果が、所有者名や地番、正確な位置座標等と容易に照合できる場合に限られると解釈できる。そのため、所有者名や正確な位置座標を非公開とし、容易に照合することが出来なければ、立木調査結果は公開可能であると整理できる。

ただし、立木調査結果に希少種や有用種の情報が含まれる場合には、正確な位置情報が非公開であっても、生息範囲が特定されることで乱獲・盗伐の危険性があるため、別途公開基準を検討する必要がある。

なお、方針の整理にあたっては、法律を専門とする者からの助言も得た上で判断した。

6.2.3. 希少種・有用種の取扱い方針

希少種や有用種の情報が公開された場合、乱獲や盗伐の危険性がある。「6.2.1 プロット位置情報の取扱い方針」で示したように正確な位置座標を非公開としても、精度を落とした位置座標を公開することで、希少種や有用種の生息範囲を特定される懸念がある。

● 希少種情報の公開について

希少種情報が公開され、該当種が乱獲された場合、地域個体群の絶滅や、最悪の場合、種の絶滅を招く危険性があり、その被害は極めて重大である。一方で、公開するか否かを、本事業内で種ごとに一つ一つ検討して判断していくことは困難である。そのため、多様性基礎調査データの公開にあたっては、レッドリスト（環境省）を基に希少種情報の公開基準を設けることとした。公開基準は表 6.2.3 のとおりとする。

表 6.2.3 希少種データ公開基準

カテゴリー		説明	対応
絶滅（EX）		我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	—
野生絶滅（EW）		飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種	—
絶滅 危惧種	I A 類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	非公開 （データ削除）
	I B 類（EN）	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	非公開 （データ削除）
	II 類（VU）	絶滅の危険が増大している種	非公開 （データ削除）
準絶滅危惧（NT）		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	公開
情報不足（DO）		評価するだけの情報が不足している種	公開

上記の公開基準は、既存の公開データである自然環境保全基礎調査結果をもと作成された「全国植生調査データベース」（環境省自然環境局生物多様性センター）と同様の基準である。

ただし、全国植生調査データベースでは、環境省のレッドリストに加え、東京都レッドリスト掲載種も削除している。このようにレッドリストは各都道府県でも作成・公表されているが、多様性基礎調査データの公開にあたっては、以下の理由により、環境省のレッドリストによる基準を全国に当てはめることとする。

- ✓ 都道府県別のレッドリストは、環境省レッドリストのカテゴリー定義に準拠している場合もあれば、独自の基準が設けられている場合もある。それぞれが独自に評価しているため、

一律の定義で判断できない。

- ✓ 都道府県ごとにデータ削除する種が異なると、利用者にとっても判断が難しくなる。
- ✓ 環境省レッドリストの付属資料である「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」で地域レベルの絶滅危険度を確認できるが、レッドリスト 2019 における維管束植物の LP 該当個体群は 0 集団であった。

また、絶滅危惧種 (CR、EN、VU) を削除することによる解析への影響について調べた。絶滅危惧カテゴリー毎の、該当種が存在するプロット数を表 6.2.4 に示す。削除対象となる種のデータが存在するプロットは 560 点で、調査実施プロットの約 4% であった。また、該当データを削除した場合のプロットあたりの種数減少量の平均は 0.04 種、種数減少率の平均は 0.1% であった (表 6.2.5)。もともと種数の少ないプロットに絶滅危惧種が複数種存在する場合は減少率が増加し、最大 25% というプロットもあったが、そのような減少率の高いプロットは少数 (減少率 10% 以上のプロット数は 13 点) であった。

以上より、絶滅危惧種を削除することによる解析への影響は小さいと考える。

表 6.2.4 絶滅危惧カテゴリー毎の該当種が存在するプロット数

カテゴリー		レッドリスト 2019 維管束植物掲載種数	データ公開 における対応	該当種が存在 するプロット数	調査実施点数 における割合
絶滅 (EX)		28	—	—	
野生絶滅 (EW)		11	—	—	
絶滅 危惧種	I A 類 (CR)	525	非公開 (データ削除)	28	0.2 %
	I B 類 (EN)	520	非公開 (データ削除)	77	0.6 %
	II 類 (VU)	741	非公開 (データ削除)	455	3.6 %
準絶滅危惧 (NT)		297	公開	309	2.4 %
情報不足 (DO)		37	公開	0	0.0 %

※ 第 4 期調査結果データ

表 6.2.5 該当データを削除した場合のプロットあたりの種数減少量及び減少率

	平均	最大
種数減少量	0.04 種	5 種
種数減少率	0.1 %	25 %

なお、レッドリストは毎年改訂されるが、改訂による公開データの修正は、5 年に一回 (新しい調査期のデータ公開のタイミング) にすることとする。理由は以下のとおり。

- ✓ 改訂の都度公開データを修正するのはデータ整備等の作業が煩雑になる上、データセットのバージョンが多くなりすぎると、利用者にとってもデータ内容の確認が面倒になる。
- ✓ 新しく絶滅危惧種に指定された種の生息地を過去のデータから特定されるリスクを抑制するため、前回以前調査のデータセットも5年に一回見直し、修正することとする。

● 有用種情報の公開について

市場価値を有する有用種の盗伐・盗掘は、個人財産の損失に繋がる。しかし、対象となる種は膨大であり、種毎に公開基準を設定することは困難である。また、市場価値の極めて高い特定個体については、正確な位置情報が特定されれば深刻な損害が懸念されるが、精度を落とした位置座標から生息域レベルの位置情報が認知されることに対しては、想定される被害のリスクは低いものと考えられる。よって有用種については、データを削除する等の処理をせずに公開することとする。

なお、方針の整理にあたっては、法律を専門とする者からの助言も得た上で判断した。

6.2.4. まとめ

プロット位置情報、立木調査結果、希少種・有用種情報の公開基準は表 6.2.6 のとおりとする。

表 6.2.6 各データ項目の公開基準

データ	対応
プロット位置情報	現地調査位置の実測座標は非公開とし、計画格子点位置座標の度表示小数点以下2桁に省略した座標を公開する。
立木調査結果	基本的に公開する。ただし、立木調査結果に含まれる希少種については、以下の「希少種情報」欄の対応に従う。
希少種情報	レッドリスト（環境省）で絶滅危惧種（CR、EN、VU）に指定されている種の情報は非公開とする。立木調査結果及び下層植生調査結果から、該当種の情報を削除する。
有用種情報	データ削除等の処理はせずに公開する。 (正確な位置情報を非公開にすることで、リスクを低減できる。)

一般に公開可能なデータとして上記の基準を設けることとするが、データの利用目的によっては、正確な位置情報や希少種情報が必要となる場合もある。多様性基礎調査の結果をより有効に利用していくためには、正確な位置情報や希少種情報など一般に公開しないデータについても、情報漏洩対策等を実施した上で、限定的に配布する方法を今後検討していく必要がある。

6.3. 利用ルール（利用規約）の検討

データを適切に利用していただくためには、公開データ内容の検討と併せて、利用者がデータを利用する際のルールを明確にしておく必要がある。

多様性基礎調査データの利用ルールは、複数の既存公開データの事例を参考にするとともに、多様性基礎調査特有の留意点等を踏まえて検討した。事例調査した既存公開データは表 6.3.1 のとおり。

表 6.3.1 利用ルール調査事例

データ	公開主体
自然環境保全基礎調査	環境省 自然環境局 生物多様性センター
モニタリングサイト 1000	環境省 自然環境局 生物多様性センター
基盤地図情報	国土地理院
国土数値情報	国土交通省
水文水質データベース	国土交通省
河川環境データベース	国土交通省
北海道オープンデータカタログ	北海道
ふじのくにオープンデータカタログ	静岡県
CANADA'S NATIONAL FOREST INVENTORY (カナダの NFI)	カナダ

調査の結果、主に以下について、複数の既存公開データの利用規約に共通して記載されていた（各公開データの利用規約の詳細は巻末資料に示す）。

- ✓ 利用ルールの同意
- ✓ 二次利用の制限
- ✓ 出典の記載方法
- ✓ 第三者の権利の侵害防止
- ✓ 免責
- ✓ 準拠法
- ✓ ウェブサイトへのリンクについて
- ✓ データの変更、移転、削除等について
- ✓ データの性質（留意点）

上記の事例を踏まえ、さらに多様性基礎調査特有の留意点等を追加し、利用規約への記載項目を検討した。多様性基礎調査データの利用規約項目案を表 6.3.2 に示す。

表 6.3.2 多様性基礎調査データの利用規約項目案

項目	主な記載事項
はじめに	✓ 本規約は、林野庁が実施する「森林生態系多様性基礎調査」のデータを利用する場合に従っていただく規約である。 ✓ 多様性基礎調査データの利用をもって、本規約の内容に同意したものとみなす。 ✓ 本規約の内容は、必要に応じ予告なしに変更することがある。データの利用に際しては、データ公開サイトで最新内容を確認すること。 ✓ 多様性基礎調査データやデータ公開サイトの掲載情報は、本規約に従うことで、引用、転載、複製、改変等、自由に利用可能。商用利用も可能。
データの利用にあたって	✓ 法令、政令、条例等の法規に反する目的・手段・方法で利用することを一切禁じる。また、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反する利用についても一切禁じる。 ✓ サイトの掲載情報及び公開データは、予告なしに内容を変更、削除したり、メンテナンス等のため、運用の停止、休止又は中止をする場合がある。
著作権・出典の記載等について	✓ 多様性基礎調査データ及びデータ公開サイト掲載内容の著作権は、林野庁に帰属する。 ✓ 多様性基礎調査データやデータ公開サイト掲載内容を引用する際や、多様性基礎調査データを利用して集計・解析した結果を公表する際は、出典を記載すること。 (出典記載例) ・ 「森林生態系多様性基礎調査データ 第〇期 ver.〇 (林野庁)」 ・ 「The National Forest Inventory of Japan 〇th term, ver. 〇 (Forestry Agency, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan)」 ✓ データを編集・加工等して利用する場合には、上記出典に加え、編集・加工等を行ったことを記載すること。編集・加工した情報を、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止する。 ✓ サイトへのリンクは原則として自由。
免責事項	✓ 事由の如何を問わず、多様性基礎調査データ及びデータ公開サイトを利用することにより生じた利用者又は第三者の損害については、利用者がその全ての責任を負うものとし、林野庁は一切の責任を負わない。 ✓ 林野庁は、当サイトに掲載する情報・公開データについて様々な注意を払っているが、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等については、いかなる保証を行うものでもない。
準拠法等	✓ 本規約は、日本国法に従って解釈され、又は適用されるものとする。 ✓ 本規約に違反するような行為等を発見された場合には、事務局まで連絡いただく。

項目	主な記載事項
その他、データ利用にあたっての留意事項	【データの性質について】 ✓ 多様性基礎調査データは、調査時の測定誤差や野帳記載ミス、種の同定の誤り等に起因するエラーを含んでいる可能性がある。 ✓ 当該調査プロットの位置情報及び当該プロットでの希少種のデータについては、データの性質上一部秘匿又は秘匿扱いとする。 ✓ 公開している調査プロットの位置情報は、日本全国を 4km 四方の格子線に分割したその交点（設計上のプロット中心位置）を、度表示の小数点以下 2 桁に省略したものであり、実際の調査プロット位置から 0～1,000m 程度のずれがある。 ✓ 希少種のデータについては、レッドリスト（環境省）を基に、絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠA類(CR)、絶滅危惧ⅠB類(EN)、絶滅危惧Ⅱ類(VU)）を非公開とする。 ✓ 系統的抽出法による標本調査であるため、既存の統計データと異なる結果となる場合があることに加え、都道府県単位や複数の都道府県を併せた広域の森林資源の統計的分析を行うにあたっては統計上有意となるプロット数が確保されない場合がある。 【調査方法について】 ✓ 第1期及び第2期と、第3期以降で調査方法が異なる項目があるため、調査期間での比較を行う際には注意が必要。 ✓ 調査方法の詳細については、第1期及び第2期は「森林資源モニタリング調査 実施マニュアル」を、第3期及び第4期は「森林生態系多様性基礎調査事業 調査マニュアル」を参照すること。調査マニュアルは、毎年若干の修正が加えられているため、公開しているマニュアルは現在の調査マニュアルとは異なる。

また、多様性基礎調査及びそのデータの改善や行政の説明責任の達成のために、公開データの利用状況を把握することは重要である。データ利用実績の把握のために、以下のような利用ルールを設けることも有効であり、データ利用上の利便性との兼合いも含め、把握の方法について検討していく。

- ✓ 多様性基礎調査データの提供にあたっては、利用者の所属や専門分野、利用目的等を登録いただく。
- ✓ 多様性基礎調査データを利用して行った解析成果等を発表した際は、利用実績把握のため、その内容を可能な限り報告いただく。
- ✓ 多様性基礎調査データを頒布物に同梱したり、別サイトから送信可能な状態にするなど、多数のデータ利用者が想定される場合は、想定利用者数・ダウンロード数・利用目的等を連絡いただく。

7. 解析プログラム等公開データのヘルプデスク対応

7.1. 概要

本事業では、解析プログラムや研究者向け公開データの利用者からの問合せに対応するための、ヘルプデスクの運営を行う。

ヘルプデスクは、平成 26 年度より解析プログラムの活用を促進するため、操作方法やデータに関する不明点等に対応する窓口として設置されたものを継続運用することとした。このヘルプデスクは、平成 26 年度に構築した「森林生態系多様性基礎調査ポータルサイト」¹⁷の中に位置づけられている。

ヘルプデスクの内容は、ニュースメールの配信（メールアドレス登録）、多様性基礎調査についての概要、よくある質問と回答、問合せフォームである。なお、閲覧には ID 及びパスワードが必要であり、林野庁のホームページを介してデータ利用申請がされ、ID 及びパスワードを通知された利用者のみが閲覧可能となっている。

- ✓ 森林生態系多様性基礎調査ポータルサイト
<http://www.forestbio.jp/index.html>
- ✓ データ利用ヘルプデスク
<http://www.forestbio.jp/datafile/data.html>

なお、研究者等向けデータ公開対応を踏まえ、本ポータルサイト及びヘルプデスクは、今後、内容を改良して再構築する予定である。

7.2. ヘルプデスク対応状況

本年度（令和 2 年 3 月 10 日時点）のニュースメール配信用のメールアドレス登録者数は 56 名（今年度新規登録者数：6 名）であり、解析プログラムの操作方法やデータに関する問合せは無かった。

また、解析プログラム利用者のデータ内容への理解を助けるため、今年度よりヘルプデスクサイトにおいて、多様性基礎調査の調査マニュアルを公開した。なお、第 1 期～第 2 期と第 3 期とで、調査方法が変更になった項目があるため、第 1 期・第 2 期（森林資源モニタリング調査）版と、第 3 期版の調査マニュアルをそれぞれ掲載した。

¹⁷ 森林資源調査データ解析（第 4 期）平成 26 年度報告書参照。

8. 国際的報告義務に対応するための項目・手法の調査分析

国際的報告義務に対応するための項目・手法の調査分析では、森林関係の国際報告の動向について調査・分析を行うとともに、その動向に対応し、データ解析手法の作成を行う。

今年度は、国際的な動向や各国の報告内容、分析手法等を把握することと、各種国際報告での一般的な要求事項を調査するために、モントリオール・プロセス・ワーキング・グループ（以下、モントリオール・プロセスを「MP¹⁸」、そのワーキング・グループを「MPWG¹⁹」という。）（日本開催）への参加及び情報収集を実施した。

8.1. 第 28 回モントリオール・プロセス・ワーキング・グループ

8.1.1. 経緯

第 28 回 MPWG における主な論点は、持続可能な開発目標（SDGs²⁰）をはじめとするグローバル・アジェンダへの森林・林業部門の対応についてであった。

以下に、MPWG で開催された国際シンポジウムのコンセプト・ノートを引用する。

『持続可能な森林管理（SFM²¹）の推進は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下、「2030 アジェンダ」という。）における「SDGs」、及び「国連森林戦略計画 2017-2030（UNSPF²²）」における「世界森林目標（GFGs²³）」等のグローバル・アジェンダの達成に不可欠である。

2030 アジェンダと UNSPF のさらなる実施のためには、地方自治体と中央政府が主導する行動が必要である。したがって、グローバル・アジェンダを地域／国／地方レベルに調整するプロセスが重要となる。

近年、国家レベルと地方レベルの両方で、SDGs のゴール・ターゲットと、政策を一致させることが試みられている。一方、SDG 指標と政策の間の調整は、特に森林部門では開発途中である。また、森林に関連する現在の SDG 指標は、森林の持続可能性と機能をモニタリング及び報告するには不十分であると言われている。

MP の 7 つの基準と 54 の指標は、加盟国が国の森林の傾向をモニタリング、評価、報告することと、持続可能な森林管理の発展に向けて、共通の枠組を提供する。さらに、この取組の方法論をサポートする、森林情報を収集する技術は、森林部門への ICT²⁴の導入を含む大きな前進を遂げた。

既存の枠組と新しい技術を考慮すると、国レベル及び地域レベルの両方でのグローバル・アジェンダ及び森林に関連する政策の適合により、SFM の推進、及びグローバル・アジェンダを達成するための貢献の視覚化が可能になる可能性がある。』

¹⁸ Montreal Process の略。

¹⁹ Montreal Process Working Group の略。

²⁰ Sustainable Development Goals の略。

²¹ Sustainable Forest Management の略。

²² United Nations Strategic Plan for Forests の略。

²³ Global Forest Goals の略。

²⁴ Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

上に示した背景を踏まえ、以下のように会合の目的が設定された。

- (ア)2030 アジェンダ、UNSPF 等の最近合意されたグローバル・アジェンダ、及び森林モニタリング技術に関する知識／調査結果や、政策形成のための森林情報の活用等、MP とその加盟国の最近の活動を共有する。
- (イ)2030 アジェンダを含むグローバル・アジェンダの達成に向けた森林・林業部門の重要性と役割に関する理解を深める。
- (ウ)基準及び指標 (C&I²⁵) の利用に関する意見交換を行い、SFM の推進とグローバル・アジェンダの達成に向けて、国内／準国家レベルの政策に合った適切な目標、目標、指標を設定する。

8.1.2. 概要

令和元年 10 月 21 日（月）から 10 月 25 日（金）にかけて、熊本県熊本市において、MPWG が開催された。今回の MPWG には MP 加盟国 12 か国のうち 6 か国（日本、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、中国）が参加し、21 日に一般公開の国際シンポジウム「SDGs 達成に向けた森林の貢献『森林情報の活用と基準・指標』」が開催、24 日に阿蘇・小国地域における森林・林業及び SDGs の取組に関するフィールド・トリップが実施された。我が国からは、林野庁計画課 塚田直子海外林業協力室長、同小澤眞虎人分析官（当時）、小川俊課長補佐、氏橋亮介指導官（MP 事務局）、藍原健指導係長（10/24、25 のみ）、栗原哲也森林資源調査係（10/24 のみ）、（国研）森林総合研究所震災復興・放射性物質研究拠点 三浦覚拠点長（10/21、22 のみ）、同森林管理研究領域 北原文章主任研究員（10/21 のみ）、松浦俊也主任研究員、本事業及び精度検証事業受託者である（一社）日本森林技術協会（10/24 のみ）が参加した。

（１） 国際シンポジウム

国際シンポジウムでは、国連森林フォーラム（UNFF²⁶）のバーバラ・T・ジェーンチル氏の基調講演「持続可能な開発目標（SDGs）達成における森林の貢献」で、国連における森林に関する国際的な目標や取組等が紹介された。我が国からは、林野庁から、国家森林インベントリ（NFI²⁷）調査やその成果（国内森林認証制度 SGECC²⁸への適用）等の取組事例の紹介がされた。その他、MP とは別に取り組まれている基準・指標の一つとして、国際熱帯木材機関（ITTO²⁹）の基準・指標の活用の紹介がされた。その後、日本、カナダ及び中国の 3 カ国から、持続可能な森林経営や SDGs の達成に向けた基準・指標の活用等について紹介があった。

後半のパネルディスカッションでは、パネリストから、SDGs の達成に向けて持続可能な森林経営等、森林分野の目標の達成が重要であることや、これを促進する政策を行政等が打ち出していくために、地域レベル・住民レベルまで広く森林の重要性を理解し、参画することが必要である等の意見があげられた。また、基準・指標に即して収集された森林情報のデータは、行政等が

²⁵ Criteria and Indicators の略。

²⁶ United Nations Forum on Forests の略。

²⁷ National Forest Inventory の略。

²⁸ Sustainable Green Ecosystem Council の略。緑の循環認証会議。

²⁹ International Tropical Timber Organization の略。

地域や住民レベルの理解醸成のための活動を適切に行い、政策を実行していく際の論拠となる等の意見があげられた。



図 8.1.1 国際シンポジウムのパネルディスカッションの様子

(2) ワーキング・グループ会議

MP 加盟国 12 カ国のうち 6 カ国（日、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、中国）計 17 名が参加した。また、初日のみ、UNFF から 1 名が参加した。

議論の概要を以下に示す。

● UNFF との関係強化

UNFF が地域グループとの関係強化の取組を説明した。UNFF から提出を求められている国連森林戦略計画の実施状況に関する UNFF15 に向けた活動報告（国別報告の地域グループ版）について、MPWG は作成を支持し、様式や提出期限を調整することとした。また、UNFF フラッグシップレポートの MP のウェブサイトへのリンクを検討することとした。

● MP の 20 年報告書／統合報告書

前回の技術諮問委員会（TAC³⁰）について報告があり、MP 設立以降 20 年間の各国の取組概要をまとめた 20 年報告書について、国別報告書部分を付属資料とする等、複数の体裁変更を条件に承認された。また、2021 年に韓国で開催される世界林業会議に向けて作成する統合報告書について、作成の方向性等を承認した。なお、統合報告書について、世界林業会議に間に合わせるために必要な多くのステップについて作業部会で指摘があり、TAC は定期的な virtual meeting の開催に向けて動くこととした。

³⁰ Technical Advisory Committee の略。

- 「文化的、社会的、精神的な価値を有する樹木」のとりまとめ

過去にチリが提案したものの、とりまとめ作業が止まっている「文化的、社会的、精神的な価値を有する樹木」の追加の作業について検討した。未提出国（スペイン語圏）の英語版レポート作成を英語圏の国が支援、カナダが英仏訳を作成、アメリカがウェブサイトへ掲載する方針が示された。

- MP 指標の変更の必要性の検討

アメリカが、TAC17 の議論に基づき、新しい指標の追加、既存の指標の調整又は削除等、現在の MP 指標の潜在的な変更の必要性の検討を示唆した。MPWG は、継続的なレビューと調整の重要性を認識した。今回の作業部会において、見直し対象は特定しなかったが、世界林業会議後に再度検討すべき旨が提案された。

- 国連の 2020 年以降の生物多様性フレームワークへの貢献

国連の 2020 年以降の生物多様性フレームワークとプロセスについて、MP が貢献できる役割が議論された。MP の高品質な基準・指標は、生物多様性と生態系サービスに対する持続可能な森林管理の効果の重要性等のインプットとして価値があるとの認識を共有した。その認識のもと、MP から生物多様性事務局に対する提出物を、ニュージーランドが起案する。その承認のため、2020 年 2 月 10 日までに全メンバーへ回覧する。

- デジタル・コミュニケーション戦略

アメリカが、MP をさまざまな視聴者に伝えるためのデジタル・コミュニケーション戦略等について議論することを提案した。MPWG は、ホームページの一部を更新、改訂する他、新たなデジタル広報戦略として、MP を説明する「ストーリーマップ」の作成についてアメリカが中心となって追求していくことで同意した。

- モントリオール・プロセス事務局

中国が日本から MP の事務局を引き継ぐ意向を表明した。各国は中国の申し出を歓迎し、日本から事務局をホストする一定の期間を設定することを提案した。中国は、次回の第 29 回 MPWG で事務局に関する付託条項の改定の提案について留意することとした。日本は、今回の Aide-Memoire が完成するまでの間は、中国と緊密に連絡を取り、事務局の役割を円滑に移行することとした。

（３） フィールド・トリップ

10 月 24 日に、作業部会参加の 6 カ国による、阿蘇・小国地域における森林・林業及び SDGs の取組に関するフィールド・トリップが実施された。

この目的は、熊本県の阿蘇・小国地域における森林・林業及び SDGs の取組に関する理解醸成を図ることである。実施内容は以下のとおり。

- ✓ 北向山保護林で熊本地域における天然林（潜在植生）と当該林分の熊本地震以降の復旧・管理方針についての視察
- ✓ 草千里ヶ浜で植生維持のための取組（火入れ）等、人と自然との関わりについての視察
- ✓ 小国町の人工林内に設置した模擬プロットで我が国の国家森林インベントリ調査（多様性

基礎調査) のデモンストレーション

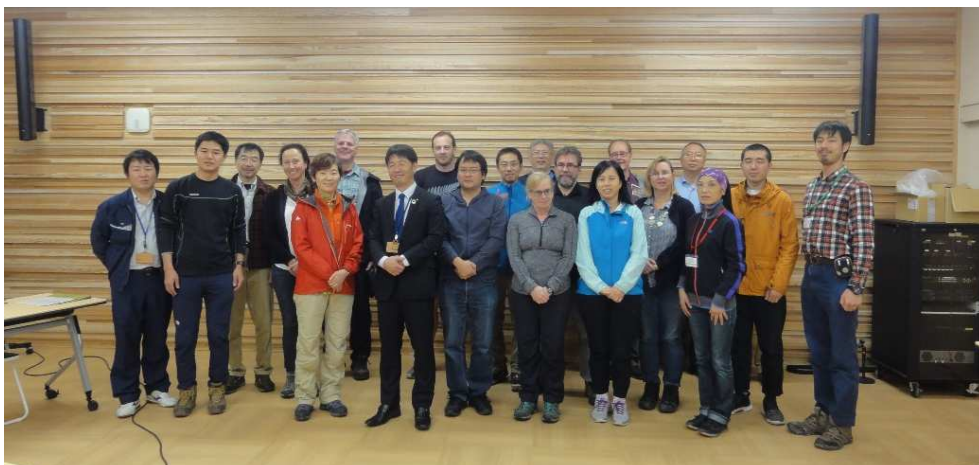


図 8.1.2 MPWG のフィールド・トリップの参加者



図 8.1.3 小国町役場での NFI の解説の様子



図 8.1.4 多様性基礎調査のデモンストレーションの視察

8.2. 本事業における今回成果の位置づけ

近年、林業・森林部門では、国際的な連携が進むとともに、地球環境保全における他のセクターに対する影響力と信頼性の向上が志向されている。そのような中、我が国の海外林業協力は、MP、世界森林資源評価（FRA³¹）の協同森林資源質問票（CFRQ³²）、UNFF 等の活動を通して国際的な協力連携活動を推進する力となっている。

平成 25 年度から平成 27 年度には、我が国から FAO³³への任意拠出により「減災機能に着目した水土保持林の管理推進事業」を実施し、森林の水土保持機能を低コストでかつ客観的に評価する手法を確立するにあたっては、多様性基礎調査における土壌侵食調査方法が参考にされるなど具体的な成果も上がっている。

第 5 期においても、研究開発の側面から、持続可能な森林経営の技術的基盤を確立し、各種活動を推進・サポートすることが重要であり、かつ期待されている。

本事業においては、

- ✓ 森林生態系多様性基礎調査データに基づく、我が国の森林生態系サービス等の現状と変動傾向の多面的な解析
- ✓ 持続可能な森林経営を実現するための基準と指標の適用事例研究
- ✓ 基準や指標で評価される、森林の各種機能の相互作用の解明
- ✓ 多様性基礎調査の実施や分析において開発された様々なノウハウを国際的なプロジェクトにインプットしていくこと

等に、中長期的かつ戦略的に取り組むことにより貢献していくことが可能と考えられる。

³¹ Forest Resources Assessment の略。

³² Collaborative Forest Resources Questionnaire の略。

³³ Food and Agriculture Organization of the United Nations の略。国際連合食糧農業機関。

9. まとめ

9.1. 今年度の成果

多様性基礎調査データやその解析結果の利活用を促進するために、これらのデータを可能な限り早期に公表・公開することが求められる。そこで今年度は、第4期調査データの整備、公表資料作成のための第4期調査結果の解析、調査データの公開に向けた検討に重点を置き、主に以下の内容に取り組んだ。

● データのエラーチェック、解析プログラム及び操作マニュアルの改良

◇ 平成30年度調査データのエラーチェック

- ✓ 平成30年度の多様性基礎調査結果について、入力プログラムに搭載されている一括エラーチェック機能を用いた機械的エラーチェックを実施した。
- ✓ 機械的エラーチェックでは検出できない入力ミスを確認し、エラーチェックの閾値調整など入力プログラムの改善策を検討することを目的として、無作為抽出によるエラーチェックを行った。
- ✓ 機械的エラーチェック及び無作為抽出によるエラーチェックの結果を踏まえ、エラーチェック機能の改善案を検討し、精度検証事業へフィードバックした。

◇ 納品チェックツールの開発

- ✓ 上記のエラーチェックは入力プログラムに入力されたデータのみを対象とするため、野帳PDFやGPSデータ等を含めた納品物に不足が無いかどうかを容易に確認するためのツールを開発し、各調査受託者に配布した。

◇ 解析プログラム用第4期データセットの整備

- ✓ 第4期調査結果の解析プログラム搭載データ項目を整理し、搭載項目のデータ集計及び精査を行った。搭載項目のデータ集計及び精査は来年度完了予定である。

● データの集計及び解析

◇ 林野庁ホームページ公表資料作成のための解析

- ✓ 第4期調査データの精査を行うとともに、林野庁ホームページでの公表資料を作成するための解析を行った。

◇ 鳥獣害防止森林区域設定のためのデータ整備

- ✓ 第4期調査結果を使用し、各都道府県及び市町村が鳥獣害防止森林区域設定の参考資料とするための提供データを作成した。

◇ 業務担当者の研修

- ✓ データの集計及び解析を行う担当者及び国際報告等への対応を行う担当者を対象とし、多様性基礎調査データの構造や基礎的な解析方法、国際報告への対応状況等について研修を実施した。

- データの公表資料作成

- ☆ 一般向け公表レポートの作成

- ✓ 多様性基礎調査データの利活用を促進するため、調査の成果を紹介し、広く周知するための公表レポートを作成することとし、その内容について検討した。

- 調査データの公開対応

- ☆ 公開データ内容の検討

- ✓ 公開した際に問題が生じる可能性のある、プロット位置情報、立木調査結果、希少種・有用種情報について、公開基準を検討した。

- ☆ 利用ルール（利用規約）の検討

- ✓ 複数の既存公開データの事例を参考にするとともに、多様性基礎調査特有の留意点等を踏まえ、多様性基礎調査データの利用ルールを検討した。

- 解析プログラム等公開データのヘルプデスク対応

- ✓ 解析プログラムの操作方法やデータ内容に関する問合せ等に対応する窓口として、ヘルプデスクを運営した。今年度は主に、ニュースメール配信用のメールアドレス登録、多様性基礎調査マニュアルの公開を行った。

- 国際的報告義務に対応するための項目・手法の調査分析

- ☆ 第28回モントリオール・プロセス・ワーキング・グループでの情報収集

- ✓ 国際的な動向や各国の報告内容、分析手法等を把握することと、各種国際報告での一般的な要求事項を調査するために、第28回モントリオール・プロセス・ワーキング・グループ（日本開催）への参加及び情報収集を実施した。

9.2. 今後の方針

今年度の実施内容を踏まえて、来年度は主に、林野庁ホームページの公表資料作成や、調査データの公開に向けた作業、第4期調査結果を掲載した解析プログラムの整備、一般向け公表レポートの作成等を実施する。

林野庁ホームページ公表資料作成のためのデータ解析については今年度実施したところであるが、到達不可能点の増加とそれに伴う調査実施点の地理的バイアスによる問題も明らかとなった。利用者に誤解を与えないよう適切な内容で調査結果を公表するために、調査結果の地理的バイアスを考慮した解析手法や解析結果の表現方法の検討、公表資料の作成に取り組んでいく。

また、調査データの公開に向けては、今年度の検討結果を踏まえ、公開方法の検討や公開データの整備を行うとともに、公開用 Web サイトの構築について検討を行う。

5年間事業の前半で、利用者が目的に応じた必要なデータを入手するための仕組みを構築することを目指し、調査データやその解析結果の早期公表・公開に向けて検討を進めていく。

巻末資料

既存公開データの利用規約事例

● 自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト 1000

- ✓ 公開主体：環境省 自然環境局 生物多様性センター
- ✓ 公開サイト：(自然環境保全基礎調査) https://www.biodic.go.jp/kiso/fnd_list_h.html
(モニタリングサイト 1000) <https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>

生物多様性センター ウェブサイト利用規約（令和 2 年 1 月時点）

項目	内容
1. 生物多様性センター ウェブサイトのコンテンツの利用について	環境省生物多様性センター（以下「生物多様性センター」といいます）ホームページで提供している情報（以下「コンテンツ」といいます。）のうち、生物多様性センターが所管しているコンテンツは、個別法令による利用の制約があるコンテンツ及び別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の 1)～6) に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。（別の利用ルールが適用されるコンテンツについては、「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」をご覧ください。） コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。
1) 出典の記載について	ア. コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。 （出典記載例） 出典：「第 3 回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）（当該ページの URL） イ. コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また編集・加工した情報を、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止します。 （コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例） 1/25,000 植生図「甲子山」GIS データ（環境省生物多様性センター）を使用し、〇〇株式会社が作成・加工したものである。（当該ページの URL）
2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください	ア. コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。 （第三者に権利がある場合の例） いきものログウェブサイトの投稿情報の著作権及びその他の権利は投稿者に帰属します。 インターネット自然研究所の国立公園野生生物ライブ映像のうち、環境省の所有でないカメラから取得された画像（第一展望台から見た摩周湖、大雪山旭岳、浄土ヶ浜） イ. コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。 ウ. 外部データベース等との API(Application Programming Interface)連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。

項目	内容
3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて	エ. 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。 ア. 一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意ください。 測量法に基づく国土地理院の地図の利用に当たっての複製・使用の制限について 生物多様性センターホームページのコンテンツには、国土地理院の地図を使用しているものがあります。 国土地理院の地図（基本測量の測量成果）は、測量法によって、複製頒布や一定の態様の二次利用について、国土地理院の長の承認が必要とされています。 詳細は、国土地理院の地図の利用手続きを参照してください。 （https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html） （国土地理院の地図を使用しているコンテンツの例） 出典等に国土地理院の地図を使用していることについての表記があるコンテンツ 出典等に国土地理院によって商標登録がされている言葉（例：電子国土）の表記があるコンテンツ
4) 準拠法と合意管轄について	ア. この利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。 イ. 本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。
5) 免責について	ア. 国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。 イ. コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。
6) その他	ア. この利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。 イ. 本利用ルールは、平成 28 年 6 月 14 日に定めたものです。本利用ルールは、政府標準利用規約（第 2.0 版）に準拠しています。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。既に政府標準利用規約の以前の版にしたがってコンテンツを利用している場合は、引き続きその条件が適用されます。 ウ. 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0 国際 （https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja） に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」といいます。）と互換性があり、本利用ルールが適用されるコンテンツは CC BY に従うことでも利用することができます。
2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて	以下のコンテンツについては、この利用ルールとは別の利用ルールが適用されます。 詳細は、リンク先のページをご参照下さい。 生物多様性センターが所有するロゴマークの利用について （http://www.biodic.go.jp/copyright/copyright_logo.html）
3. 生物多様性センターが所管しているコンテンツ	生物多様性センターウェブサイトから提供しているコンテンツのうち、以下のコンテンツ及び外部リンクを除くものをいいます。 （生物多様性センターが所管していないコンテンツ及び外部リンク） みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性 日本版バイオセーフティクリアリングハウス 日本の重要湿地 500 野生鳥獣情報システム（W I S）サポートページ

項目	内容
	カワウの保護管理ばーたるサイト 猛禽類同定検索図鑑 日露隣接地域生態系保全協力
未公開成果物の利用について	生物多様性センターで公開されていない調査成果物を利用する場合は以下のリンク先を参照ください。 生物多様性センターウェブサイトで非公開の調査成果の使用・複製頒布について (http://www.biodic.go.jp/copyright/copyright_unreleased.html)
ウェブサイトへのリンクについて	当ウェブサイトへのリンクは原則として自由です。ただし、下記の点にご留意ください。また、個々のコンテンツにつきましても同様です。 ア．「環境省」または「生物多様性センター」へのリンクであることを明記してください。 (リンク記載例) 環境省生物多様性センター イ．当ウェブサイトが他のウェブサイト中に組み込まれるようなリンクは原則行わないでください。 ウ．当ウェブサイトがリンクされる場合には下記リンク先のバナー画像をご利用できます。 生物多様性センターが所有するロゴマークの利用について (http://www.biodic.go.jp/copyright/copyright_logo.html)

● 基盤地図情報

- ✓ 公開主体：国土地理院
- ✓ 公開サイト：<https://www.gsi.go.jp/kiban/>

基盤地図情報ダウンロードサービス利用規約（令和 2 年 1 月時点）

項目	内容
基盤地図情報ダウンロードサービスについて	本サービスは、地理空間情報活用推進基本法第 18 条第 2 項の基盤地図情報の提供を目的としているものです。 本サービスでは、基盤地図情報を無償でダウンロードできます。ただし、閲覧及びダウンロードに必要な通信費等は、利用者の負担となります。
コンテンツの利用について	本サービスで公開している基盤地図情報は、「地理院コンテンツ利用規約」(https://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html) に従いご利用ください。 本サービスで提供している基盤地図情報は基本測量成果ですので、利用される場合は、測量法に基づき、測量成果の複製又は使用の申請が必要となる場合があります。（「地理院コンテンツ利用規約 1.3」 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて」に該当しており、国土地理院の承認が必要になります。） 測量法に基づく基本測量成果の複製・使用に関する申請について (https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html) 測量成果ワンストップサービスを利用して基盤地図情報の複製・使用承認を申請される方はこちら (https://onestop.gsi.go.jp/onestopservice/) ※基盤地図情報データ利用上の注意事項 (https://fgd.gsi.go.jp/otherdata/pdf/precaution.pdf)
免責事項	本サービスの利用により生じた一切の損害について、国土地理院はいかなる責任も負わないものとします。 また、本サービスは、予告なく変更、追加、削除、停止等が行われることがあります。

国土地理院コンテンツ利用規約（令和 2 年 1 月時点）

項目	内容
1. 当ウェブサイトのコンテンツの利用について	当ウェブサイトで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、どなたでも以下の 1）～7）に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールへの適用はなく、自由に利用できます。 コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。
1) 出典の記載について	ア. コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。 （出典記載例） 出典：国土地理院ウェブサイト （当該ページの URL） など ※活断層図又は都市圏活断層図を引用する場合は、調査者名を明記してください。 例）岡田篤正・廣内大助・松多信尚・宮内崇裕(2017):1:25,000 都市圏活断層図「中津川」, 国土地理院. ※学術論文や図書等に引用する際は、学会誌等が定めたルールに適した方法で引用してください。

項目	内容
	イ. コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国（又は府省等）が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。 （コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例） ・地理院タイル（標高タイル）を加工して作成 ・「〇〇データ」（国土地理院）（当該ページの URL）をもとに〇〇株式会社作成
2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください	ア. コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。 イ. コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。 ウ. 外部データベース等とのAPI（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。 エ. 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。
3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて	ア 一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意ください。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。 測量法に基づく基本測量成果の複製・使用に関する申請について https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html 測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請については、当該測量成果を得た測量計画機関（国土地理院が行った公共測量成果については国土地理院）の承認を得る必要があります。詳しくは測量計画機関へ確認をお願いします。 「基準点成果等閲覧サービス」(https://sokuseikagis1.gsi.go.jp/top.html)等は、測量法第27条第3項及び同法第42条第1項に基づき、測量成果及び測量記録を閲覧するためのものです。また、測量記録のうち点の記については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条の対象となる保有個人情報を含むため、閲覧以外の利用はできません。
4) 本利用ルールが適用されないコンテンツについて	以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。 ア. 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン イ. 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツ （別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツは、本利用ルールの別紙に列挙しています。）
5) 準拠法と合意管轄について	ア. この利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。 イ. 本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

項目	内容
6) 免責について 7) その他	ア. 国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。 イ. コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。 ア. この利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。 イ. 本利用ルールは、平成 28 年 1 月 25 日に定めたものです。本利用ルールは、政府標準利用規約（第 2.0 版）に準拠しています。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。すでに政府標準利用規約の以前の版にしたがってコンテンツを利用している場合は、引き続きその条件が適用されます。 ウ. 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0 国際（https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」といいます。）と互換性があり、本利用ルールが適用されるコンテンツは CC BY に従うことでも利用することができます。
※ 第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例	国土地理院のウェブサイトで公開している SAR 干渉画像は、国土地理院が解析したものであり、だいち（ALOS）/PALSAR データの所有権は経済産業省（METI）及び宇宙航空研究開発機構（JAXA）に、だいち 2 号（ALOS-2）/PALSAR-2 データの所有権は JAXA にあります。SAR 干渉画像を引用する際には、その旨を明記し、SAR 干渉画像には、次の例のようにクレジットを明記してください。 だいち（ALOS）/PALSAR の場合： 『解析：国土地理院 原初データ所有：JAXA、METI』 『 Analysis by GSI from ALOS raw data of JAXA, METI 』 だいち 2 号（ALOS-2）/PALSAR-2 の場合： 『解析：国土地理院 原初データ所有：JAXA』 『 Analysis by GSI from ALOS-2 raw data of JAXA 』 「電子基準点データ提供サービス」で提供している「精密暦」については、IGS（国際 GNSS 事業）において作成されたファイルですので、IGS の権利を侵害しないようにしてください。 『地震予知連絡会会報』に掲載された記事の著作権は個々の記事の著者に属します。引用として認められる範囲を超えて、会報の内容を転載・複製される場合は著作権者の許可を得て下さい。手続き等につきましては、地震予知連絡会事務局までお問い合わせ下さい。 赤色立体地図はアジア航測株式会社の特許（第 3670274 号等）を使用して作成したものです。赤色立体地図を利用される場合は、アジア航測株式会社の許諾条件（https://www.rrim.jp/researcher/）を確認してご利用ください。
別紙	別のルールを適用するコンテンツ ダウンロード可能な形式で提供しているソフトウェア（プログラム）に利用条件が設定されている場合は、当該利用条件が適用されます。

● 国土数値情報

- ✓ 公開主体：国土交通省
- ✓ 公開サイト：<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>

国土数値情報利用約款（令和 2 年 1 月時点）

項目	内容
始めに:「国土数値情報」 とは	「国土数値情報」とは、国土に関する基礎的な空間情報のデータベース集で、基本的に、それぞれに国土交通省国土政策局以外の著作権者等がいる著作物、知的財産を原本とし、各権利者の許諾範囲に基づき国土交通省国土政策局が要素を抽出し位置データを付与した二次著作物です。 よって、それぞれの指標ごとに、原作者及び各種権利者の許諾の範囲が異なるので、それぞれに付置された「商用可」「非商用」「当分の間、非商用」の別や、それぞれの「データの使用許諾条件」及び日本国内の諸法令を遵守し、原作者及び各種権利者の権利を侵害しないでください。なお、原作者及び各種権利者等の申し出等により、予告なく公開が停止・終了される場合があります。 なお、政府のオープンデータ方針に基づき、原作者及び各種権利者等の承諾の上、商用利用可能なデータを出来るだけ増やしていくよう努力しておりますので、国土情報の円滑かつ継続的な整備更新のため、利用約款等の遵守を宜しくお願いいたします。

国土数値情報ダウンロードサービス利用約款（令和 2 年 1 月時点）

項目	内容
	国土数値情報ダウンロードサービスの利用者は、利用前に必ず以下に示す利用約款をお読みください。本約款に同意された方のみ、ダウンロードサービス及び国土数値情報をご利用いただけます。
第 1 条 定義	本利用約款で示す国土数値情報ダウンロードサービス（以下、「本サービス」という。）とは、国土交通省が保有する国土数値情報をインターネット上で提供しているサービスをいいます。
第 2 条 サービスの利用	（１）本サービスは無償で利用できます。ただし、本サービスを利用するための通信費等の費用は、利用者の負担となります。 （２）本サービスを利用するには、必ず始めに本利用約款及び国土情報利用約款を十分にお読みください。本利用約款及び国土情報利用約款に同意された方のみ本サービスを利用できます。 （３）本サービスを利用した場合、国土交通省は、利用者が本利用約款及び国土情報利用約款に同意したものとみなします。 （４）本サービスについて、法令、政令、その他全ての法令、条例等の法規に反する目的・手段・方法で利用することを一切禁じます。また、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反する利用についても一切禁じます。 （５）本サービスの利用目的及び利用方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、国土交通省は一切関与いたしません。

項目	内容
第3条 免責	事由の如何を問わず、本サービスを利用することにより生じた利用者又は第三者の損害については、利用者がその全ての責任を負うものとし、国土交通省は一切の責任を負いません。
第4条 その他	(1) 本サービスは、予告なしに内容を変更、削除したり、メンテナンス等のため、運用の停止、休止又は中止をする場合があります。 (2) 本利用約款で示す本サービスの利用に関しては、日本法及び本利用約款に準拠するものとします。 (3) 本利用約款に関連する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。 (4) 本サービスのエラー等にお気づきの時は、情報を明記の上、問い合わせ先 (http://nlftp.mlit.go.jp/inquiry.html) までご連絡ください。 (5) 本利用約款は、予告なしに内容を変更する場合があります。

国土情報利用約款（令和2年1月時点）

項目	内容
第1条 定義	本利用約款で示す「国土情報」とは、国土交通省が保有し提供する「国土数値情報」及び「国土画像情報（カラー空中写真）」をいいます。
第2条 著作権等の取り扱いについて	(1) 「国土数値情報」は、国土に関する基礎的な空間情報のデータベース集で、基本的に、それぞれに国土交通省国土政策局以外の著作権者等がいる著作物、知的財産を原本とし、各権利者の許諾範囲に基づき国土交通省国土政策局が要素を抽出し位置データを付与した二次著作物です。 よって、それぞれの指標ごとに、原著作者、各種権利者等が存在し、それぞれ許諾の内容が異なるので、それぞれに付置された「データの使用許諾条件」及び日本国内の諸法令を遵守し、著作権者の権利を侵害しないでください。なお、原著作者、各種権利者等の申し出等により、予告なく公開が停止・終了される場合もあります。 国土交通省国土政策局は、政府のオープンデータ方針に基づき、商用利用も可能なデータの拡大を目指しており、「国土数値情報」のそれぞれの指標群には、大きく下記の3つのライセンスが表示されています。 (a) 「商用可」＝出典・加工者等表示のうえ、原著作者および各種権利者の許諾のもとに商用利用も可能なもの (b) 「非商用」＝出典・加工者等表示のうえ、原著作者および各種権利者の許諾上、非商用利用とされるもの (c) 「当面非商用」＝出典・加工者等表示のうえ、原著作者および各種権利者と商用利用の可否等についての権利調整中あるいは調査中のため、当面非商用利用とされるもの。 「国土数値情報」及びその加工物を利用する全ての人に、データごとのライセンスと、データの不完全性や適用限界、権利の所在、著作権等の取り扱い等を含むこの約款の内容を伝達・継承するようにしてください。 (2) 「国土画像情報（カラー空中写真）」は、旧国土庁計画・調整局（現国土交通省国土政策局）が、「国土情報整備事業」の一環として、国土の実情や我が国の開発の変遷のありのままを国民の皆様に見ていただくために、従来の測量用白黒写真では

項目	内容
	なく、カラーフィルムによって我が国全土を昭和49年から平成2年までの間撮影した空中写真、スライド、デジタルデータであり、撮影実施者は国土地理院です。当初、写真印画紙とスライドフィルムを貸し出ししていましたが、平成19年度よりインターネット提供を開始しており、平成22年度からは国土地理院の「地図・空中写真閲覧サービス」を通じて閲覧・ダウンロード可能としています。「国土画像情報（カラー空中写真）」は、国土交通省国土政策局と国土地理院の共同著作物にあたりますので、国土情報としてのこの約款と併せ、国土地理院の「地図・空中写真閲覧サービス」の利用許諾も遵守してください。
第3条 「国土数値情報」の適用限界等とその継承・伝達について	（1）「国土数値情報」は、それぞれの原典に忠実に、国土地理院発行の2万5千分1地形図またはその電子成果を基図に座標取得をしたもので、それぞれに起因する空間的誤差及び時間的誤差を有します。空間的には原典が住所情報である場合、代表点は街区・大字レベル（概ね数100メートル）の公差を持ち、時間的には1～5年程度のタイムラグを有します。よって、中間加工者や最終利用者に至るまでの全ての利用者は、各指標の適用限界を理解し、目的に合致するかどうかをそれぞれ必ず自己判断してください。また、誤った利用が生じないように。適用限界を継承・伝達してください。 （2）「国土数値情報」は整備時点に事務局に到達した原典資料をもとに作成しており、原典の不着等により、製品仕様に記載があってもデータの一部の欠落あるいは古いままである場合があります。利用者は原典等と突合確認の上、利用してください。 （3）「国土情報」は、国土計画関連業務のために作成されたデータを、副次的に公開しているものですので、ナビゲーションや公共測量等の高度な精度が要求される業務（サービス）、各種証明等には使用することは想定しておりません。また、時間的・空間的精度以外でも、利用者の利用目的に適合しているとは限りませんので、利用者は自らの責任でご自身の利用目的に適合しているかどうかを精査の上ご利用ください。 （4）整備者のみならず、成果物・サービスの最終利用者まで、それぞれの利用前提に記す等により、上記適用限界等を必ず継承・伝達してください。
第4条 表記について	（1）「国土情報」およびそれを利用者が編集・加工して作成した成果物（データベースは除く、図や分析結果等）を他に転載、配信等する場合は、「国土交通省国土政策局「国土数値情報（〇〇データ）」をもとに〇〇が編集・加工」のように指標名を含む出典名称と編集・加工者を明記してください。また、国土数値情報の整備年、国土画像情報の撮影年・撮影場所、URL（http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）等も、できる限り併記してください。また、編集・加工した情報を、あたかも国あるいは原典著作物が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止します。 （2）「国土情報」を頒布物に同梱したり、「国土数値情報ダウンロードサービス」以外から送信可能な状態にしたい場合は、行政の説明責任の達成と業務改善のため、できるだけ「国土数値情報ダウンロードサービス」事務局あて、想定利用者数・ダウンロード数・利用目的等を通知してください。 （3）商用不可の「国土情報」であっても、図化したり、GISによって空間演算した結果（データベースでないもの）については、原典及び加工者名を明示することによって、申請無しに再配布可能です。ただし、利用の成果物がGIS型式やエクセル型式等のデータベースの場合は、データベースの著作権の侵害のおそれがありますので、国土情報ダウンロードサービス事務局にお問い合わせください。

項目	内容
第5条 「国土情報」の利用	(1)「国土情報」は無償で利用できます。ただし、「国土情報」を利用するための通信費等の費用は、利用者の負担となります。 (2)「国土情報」を利用する際には、必ず始めに本利用約款を十分にお読みください。本利用約款に同意された方のみ「国土情報」を利用できます。 (3)「国土情報」を利用した場合、国土交通省は、利用者が本利用約款に同意したものとみなします。 (4)「国土情報」について、法令、政令、その他全ての法令、条例等の法規に反する目的・手段・方法で利用することを一切禁じます。また、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反する利用についても一切禁じます。 (5)「国土情報」の利用目的及び利用方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、国土交通省は一切関与いたしません。 (6)「国土情報」の利用目的及び利用方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、国土交通省は一切関与いたしません。
第6条 免責	事由の如何を問わず、「国土情報」を利用することにより生じた利用者又は第三者の損害については、利用者がその全ての責任を負うものとし、国土交通省及び出典となる資料の提供者は一切の責任を負いません。
第7条 その他	(1)「国土情報」は、予告なしに内容を変更、削除したり、又は提供を停止、休止又は中止する場合があります。 (2)本利用約款で示す「国土情報」の利用に関しては、日本法及び本利用約款に準拠するものとします。 (3)本利用約款に関連する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。 (4)データについては、最大限の品質確認を行っておりますが、誤りが含まれた可能性もあります。「国土情報」の内容の誤りにお気づきの際は、情報を明記の上、問い合わせ先までご連絡ください。次回更新の際に反映に努めます。 (5)本利用約款は、予告なしに内容を変更する場合があります。

重大な警告（適用限界と原典整備者への再確認の必要性）【必読】

内容
「国土数値情報」は、それぞれの原典に忠実に、国土地理院発行の2万5千分1地形図を基図に座標取得をしたものです。また、整備間隔は最短でも1年間に1度きりです。 (※「2万5千分1地形図」とは、紙の上で250mを1cmで再現している、国土の全域をカバーしている中で最も詳しい地図。ただし、市街地は斜線域で示され建物の形や道路の幅などは再現されず図的表現で拡張されており、道路の線形把握や建物判読には使えません。) (※整備時期は、概ね整備年の夏頃がデータ締切であり、最新でも公開時から1年以上のタイムラグが生じます。) よって、重要施設の立地の決定等、重要な意思決定の際には、当該情報に関する原典データや当該縮尺の地形図が本来的に有する地物の有無や時間的・空間的精度の適用範囲や適用限界について、利用者が適用限界を十分に理解し、原典を確認する等、それぞれの目的や重要性等に基づく適切な判断をしてください。

内容
具体的には、原典データと突合し欠損や変更が無いかどうかの確認、また空間的・時間的精度（例えば、街区レベルの住所情報に基づく場合、数 100 メートル程度の公差が生じますし、更新年度が不明で道路幅も建物も判別できない程度）で用途に見合うかどうか等について、全ての利用者は、必ず確実に精査し、その内容を次の利用者に伝達してください。 目的に合致しない空間的・時間的精度に見合わないままの分析やサービス展開等は非常に危険です。 特に、危険な地域の見だしには有効でも、安全な地域の見だし等には不向きですので、必要条件と十分条件の違いについて、十分に意識するようにしてください。 また、歩行者移動支援等、要求精度が異なる、あるいは、人命に関わるような用途へは適用しないで下さい。その際は、必ず原典に基づいて整備する等、欠損の有無や精度、最新のデータになるよう、必ず確認してください。

重大な警告（著作権・財産権・無償の労力提供の前提等への理解と配慮）【必読】

内容
「国土数値情報」は、国土交通省（国土政策局）以外の著作物、知的財産等をもとに、それぞれの権利に配慮し整備しているものですから、それぞれの権利者の権利を侵害しないでください。 具体的には、各指標ごとに、「a）商用可」「b）非商用」「c）当面非商用」の表示をしておりますので、それぞれの許諾前提にしたがってください。なお、国土交通省国土政策局は、政府のオープンデータ方針に従い、商用利用可能な指標の拡大を順次図っております。 → 参考「商用利用への拡大に向けて」（http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/other/CommercialUse.html） また、「国土数値情報ダウンロードサービス」は、行政の説明責任と指標の改善の観点から、ダウンロード件数とともに、個人を判別できない仕組みによって、利用目的や利用者属性をお答え頂いていますので御協力をお願いいたします。 「国土数値情報」には、民間企業等の法人の有償出版物や、公共公益的な観点からの無償の労力の提供を受けたものが少なくありません。このような許諾前提に御理解いただき、「国土数値情報」の整備の持続性の確保のため、ステイクホルダー（協働整備者）の方々の善意を損壊するような行為はされないようお願い申し上げます。

● 水文水質データベース

- ✓ 公開主体：国土交通省
- ✓ 公開サイト：<http://www1.river.go.jp/>

利用上の注意事項（令和 2 年 1 月時点）

項目	内容
データ利用における注意	暫定値（青字表記）とは、現在の観測データから過去の統計データまでシームレスにお知らせることを目的で、無人観測所から送られてくるデータをそのままデータベースに登録公表しているものであり、観測機器の故障、通信異常などによる欠測や異常値を含んでいる可能性があります。したがって、防災面での利用や統計データとしての利用には十分注意して下さい。なお、正式に検定されたデータは後日確定値（黒字表記）としてデータベースに登録されますのでこちらを利用して下さい。
リアルタイムデータの取扱い	水文水質データベースでは、テレメータ水位、雨量及びダム諸量について 10 分観測データを「リアルタイム水位」、「リアルタイム雨量」及び「リアルタイムダム諸量」として、今日から過去一週間のデータを提供しています。
システム利用における注意事項	水文水質データベースは、大量な統計データを提供する目的で構築されたシステムであるため、洪水時に多くの方が一度に利用するとレスポンスが低下します。洪水時にはリアルタイムデータ提供を目的とした「リアルタイム川の防災情報」（ http://www.river.go.jp/portal/#80 ）を利用してください。 また、当ホームページは一般を対象としており、通常のブラウザで閲覧することを前提に情報を掲載しております。ツール等による、自動的なデータ収集等はサーバに負荷がかかり、情報提供できなくなる恐れがありますので原則としてご遠慮ください。ご理解・ご協力をお願いします。
地図情報について	当システムで使用している地図は国土地理院発行の地図を使用しています。 「この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(空間データ基盤)および数値地図 50m メッシュ（標高）を使用したものである。（承認番号 平 1 5 総使、第 6 5 3 号）」
水文水質データベースを利用できるブラウザの制限	水文水質データベースを利用にする際、下記の 6 機能が利用可能及び許可されているブラウザをご使用ください。 ● 水文水質データベースでのグラフは PNG ファイルを使用しています。 PNG ファイルを表示できるブラウザを利用してください。 ● コンテンツ全般に渡ってフレームを使用しています。 フレーム対応のブラウザを利用してください。 ● 検索期間入力時に JAVA スクリプトを使用しています。 JAVA スクリプトを有効にする設定を行なってください。 ● 画面で文字のずれが発生する場合には、文字サイズをより小さく調整してください。X G A 対応フルサイズ画面で、表示文字を中とした場合、正常に表示されます。 ● 地図から観測所を検索したり、観測所の位置図を表示する場合、WWW 対応の GIS を使用しています。 ● 推奨ブラウザは以下の通りです。 (2015 年 3 月現在) Internet Explorer (米国 Microsoft 社) VER8.0 以降
免責事項	当サイトの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、国土交通省は利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

● 河川環境データベース

- ✓ 公開主体：国土交通省
- ✓ 公開サイト：<http://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/index.html>

利用にあたっての注意点（令和２年１月時点）

項目	内容
リンク・著作権・免責事項	１．リンクについて 当ホームページは、原則リンクフリーです。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合はこの限りではありません。なお、リンクの設定をされる際は、「国土交通省河川水辺の国勢調査ホームページ」へのリンクである旨明示をお願いします。 ２．著作権について 「国土交通省河川水辺の国勢調査ホームページ」及びホームページ掲載情報は、日本国の著作権法および国際条約による著作権保護の対象となっています。当ホームページの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、国土交通省に無断で転載等を行うことはできません。また、引用を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。当ホームページの内容の全部または一部について、国土交通省に無断で改変を行うことはできません。 ３．免責事項 当ホームページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、国土交通省は利用者が当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。 ４．その他 当ホームページは予告なしに内容を変更又は削除する場合があります。あらかじめご了承ください。
重要種確認位置の非公開について	各調査で確認された重要種については、生息場所を明示し公表すると、乱獲等の人為的な攪乱の恐れがあるため、調査地点の特定できる検索結果データおよびダウンロードデータの対象から除外されています。なお、後述する「確認種一覧」では、重要種も含めています。
システム・提供データについて	提供データは、河川の直轄区間および直轄ダム・水資源機構管轄ダムにおける、河川水辺の国勢調査（基本調査編）結果としています。 「提供データの一覧とダウンロード」 提供データ一覧からのデータダウンロードは、全確認種リスト(地方別、重要種を除く)を、CSV形式（*1）でダウンロードできます。 「GIS データ」では、地図情報（GIS データ）を、シェイプファイル形式（*2）でダウンロードできます。 （*1） データをカンマ(",")で区切って並べたファイル形式。 （*2） 汎用性の高い GIS 用の地図情報データ形式のひとつ。拡張子が shp となっている。市販或いは無償の GIS ソフトをインストールすることで利用可能。

● 北海道オープンデータカタログ

- ✓ 公開主体：北海道
- ✓ 公開サイト：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/opendata/opendata.htm>

北海道オープンデータ利用規約（令和２年１月時点）

項目	内容
	北海道オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、「北海道オープンデータカタログ」（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/opendata/opendata.htm）（以下「本サイト」という。）において公開する北海道（以下「道」という。）が保有するデータを利用する場合に従っていただく規約です。 本サイトのデータの利用をもって本規約の内容に同意したものとみなします。 また、本規約の内容は、必要に応じ予告なしに変更することがありますので、データの利用に際しては、本サイトで利用規約の最新の内容を確認してください。
1. 本サイトで公開するデータの利用について	（１）本サイトで公開するデータ（以下「オープンデータ」という。）は、Creative Commons の表示 4.0 国際 (CC-BY4.0)（以下「CC ライセンス」という。）に基づき利用できるものとします。 なお、数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象ではありませんので、本サイトで公開するデータのうち、これらのデータについては CC ライセンスの適用はなく、自由に利用できます。 （２）オープンデータには、第三者（道以外の者をいう。以下同じ。）の著作権又はその他の権利（肖像権、パブリシティ権等）が含まれている場合があります。第三者が著作権又はその他の権利を有しているデータを利用する場合は、利用者の責任で、著作権その他の権利を有する第三者から利用の許諾を得るものとします。 なお、オープンデータの中の第三者が権利を有している部分の特定・明示等は、原則として行っておりませんので、利用する場合には利用者の責任において確認してください。 （３）ロゴ、シンボルマーク等、組織や事業を表示するものについては、それらを単独で利用するにあたっては、当該組織や事業の責任者に利用条件を確認してください。
2. オープンデータにかかるライセンス等の表示	オープンデータの利用に当たっては、注記があるものを除いて、以下の表示例を参考にクレジットを記載してください。 （１）オープンデータを改変せずにそのまま複製して利用するとき 次のいずれかを参考に記載してください。 ●「この情報は北海道のオープンデータを利用しています」 ●「北海道オープンデータ CC-BY4.0 (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja)」 ●「Hokkaido Government Opendata CC-BY4.0 (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja)」 ※ Web ページで公開する場合は URL を「CC-BY4.0」にリンクとして埋め込むことも可能です。また、URL は省略することができます。 （２）オープンデータを改変して利用するとき 出典の表記の他、改変を行ったことを記載してください。また、改変した情報を、あたかも北海道が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止します。

項目	内容
	改変した場合は、2（1）に追加して、「～を改変して利用しています。」等、元の情報を改変していることがわかるように記載してください。
3. 責任の制限	（1）道は、オープンデータに関して、その内容の完全性、正確性、有用性、安全性や第三者の権利の非侵害などのいかなる保証も行いません。 （2）道は、オープンデータの利用により損害が発生しても、道において重大な過失がある場合を除き、賠償する責任を負いません。また、利用者の本規約違反や利用者による第三者の権利侵害に起因し、又は関連して発生した損害は、利用者の責任と費用負担で解決するものとし、道は一切の責任を負いません。
4. 他のサイトの利用規約との関係	オープンデータが、道の他のサイトにおいても公開されている場合において、そのサイトの利用規約（法令に定める利用条件とは別に、そのサイトにおいて独自に設けられた利用条件をいいます。）と本利用規約が異なるときは、本利用規約が優先するものとしします。
5. 準拠法等	（1）準拠法 本規約は、日本国法に従って解釈され、又は適用されるものとしします。 道と利用者の間で、オープンデータ又は本規約に関して紛争が生じた場合は、相互が満足できる解決を図るため誠実に対応することとしします。なお、上記対応により解決がなされず、司法的判断を求める場合には、日本国札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所としします。 （2）使用言語 利用者による利用上のお問い合わせ等は、日本語で行うこととしします。 （3）道への弁償 利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関連して道に費用が発生（賠償金の支払を含む。）した場合には、利用者は当該費用を弁償するものとしします。 （4）利用規約違反者への対応 本規約に違反するような行為等を発見された場合には、北海道総合政策部情報統計局情報政策課（joho.opendeta@pref.hokkaido.lg.jp）までご連絡ください。
6. その他	（1）本規約は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。 （2）本サイトの掲載情報は、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

● ふじのくにオープンデータカタログ

- ✓ 公開主体：静岡県
- ✓ 公開サイト：<https://opendata.pref.shizuoka.jp/>

利用規約（令和 2 年 1 月時点）

項目	内容
	「ふじのくにオープンデータカタログ」（https://opendata.pref.shizuoka.jp/以下のディレクトリにおいて展開されるウェブサイト。以下、「当サイト」という。）の利用に際しての規約を掲載しています。 当サイトでは、静岡県（以下「当県」という。）が所管する情報の提供サービス（以下「サービス」という。）を行っています。当サイトをご利用の際には本規約に従っていただくようお願いいたします。また、サービスのご利用をもって本規約の内容を承諾頂いたものとみなします。本規約の内容は、必要に応じて、事前の予告なしに変更されることがありますので、サービスのご利用に際しては、本ページで利用規約の最新の内容をご確認下さい。
1. サービスの利用	当県では、「静岡県高度情報化基本計画（ICT 戦略 2018）・官民データ活用推進計画」（平成 30 年 3 月策定）に基づき、県内市町と連携し、県や市町が保有するデジタルデータを自由に利活用できるオープンデータの取組を推進し、より多くの有効なデータを把握し、公開を促進するとともに、活用促進による新たな価値の創出及び地域の課題解決を図っています。 当サイトでは、本取組を進めるためのサービスを提供しています。これらのサービスを通じて、例えば次のような成果を期待しています。 ・個々の提供情報の利用条件を明記することで、対象情報の迅速な二次利用の実現 ・現行ビジネスの効率化や新ビジネスの創出へ寄与 ・防災・減災対策への活用 ・災害時の速やかな情報把握、復旧・復興へ寄与
2. リンクについて	当サイトへのリンクは、原則フリーです。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合にはこの限りではありません。また、リンク元サイトのコンテンツが（1）公序良俗に反するもの（2）法律・法令等に違反し又は違反するおそれがある内容を含むものと認められる場合には、リンクはお断り致します。 リンクの設定をされる際は当サイトへのリンクである旨を明示してください（許可や連絡は必要ありません）。 リンクの設定をされる際は当サイトが他のホームページ中に組み込まれるような設定はしないでください。
3. 個人情報等の取り扱い	サービスのご利用に際して利用者から取得した氏名、メールアドレス等の個人情報は、利用者のプライバシー保護に配慮し、以下のプライバシーポリシーを規定しています。 3.1 基本的考え方 静岡県では、当サイトの運営に際し、利用者のプライバシーの保護に配慮をしております。また利用者の皆様が提供した個人情報は「静岡県個人情報保護条例」に基づき適正な管理を行っております。 3.2 収集する情報の範囲 当サイトでは、インターネットドメイン名、IP アドレス、サイト内検索のクエリ情報、その他当サイト閲覧に係る情報を自動的に取得します。クッキー（サーバ側で利用者を識別するために、サーバから利用者のブラウザに送信され、利用者のコンピュ

項目	内容
	ータに蓄積される情報)は、閲覧者のユーザビリティ向上のためにのみ使用しております。 お問い合わせ等の場合は、差出人の電子メールアドレスが受信者側に表示されます。その他、当サイトでは、個人情報を取得する際には、適法かつ公正な手段によってこれを行うものとします。 3.3 収集した情報の利用及び提供の制限 当サイトで収集した情報は、情報の配信及び問い合わせへの回答といった連絡や当サイトの円滑な運営及び改善のための分析に利用します。また、ご意見については、今後の施策立案の参考として活用します。 当サイトで収集した情報は、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、第三者に提供いたしません。 3.4 適用範囲 本プライバシーポリシーは、当サイトにおいてのみ適用されます。
4. 知的財産権の取り扱い	サービスの利用者は、当サイトで提供されている情報等に関する以下の事項について理解した上で、第三者の知的財産権を尊重するものとし、情報等の取り扱いについては慎重な配慮を行うようにして下さい。 当サイトに掲載されている個々の情報(文章、写真、イラスト等)は著作権の対象となっています。また、当サイト全体も編集著作物として、著作権の対象となっています。著作権は日本国著作権法および国際条約により保護されています。 当サイトの内容(掲載されている情報を含む。)に存在する著作物の著作権は、注があるものを除いて、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1のもとでライセンスされています。各著作物の利用にあたっては、以下を御参照ください。 ライセンスされている著作物を改変せずにそのまま複製して利用されるときは、以下のクレジットを記載してください。 [ライセンスされている著作物のタイトル]、静岡県[その他の著作権者]、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 (http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/) ライセンスされている著作物を改変して利用されるときは、以下のクレジットを記載してください。 この[作品・アプリ・データベース等]は以下の著作物を改変して利用しています。 [ライセンスされている著作物のタイトル]、静岡県[その他の著作権者]、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 (http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/) なお、ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1」の文字部分などにハイパーリンクを貼る方法で提供することも可能です。
5. 免責事項について	当県では、当サイトに掲載する情報について様々な注意を払って掲載しておりますが、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等については、いかなる保証を行うものでもありません。また当サイトに掲載されている情報は、当県の活動に関する情報の一部であって、その全てを網羅するものではありません。サービスを利用したこと、利用できなかったこと、サービスに掲載されている情報に基づいて利用者が下した判断および起こした行動によりいかなる結果が発生した場合においても、当県はその責を負いませんのであらかじめご了承ください。

項目	内容
	当サイト上の全ての掲載情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、当サイト上の全ての掲載情報について、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除、サービスの停止を行うことがあります。また、当サイトのアドレスは、トップページを含めて事前に予告することなく変更する場合があります。当サイト上の掲載情報の改変・削除や当サイトのアドレス変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合その他一切の影響や利用者の皆様に発生する損害について、当県はその責を負いませんのであらかじめご了承ください。 当県は当サイトの保守、火災・停電その他の自然災害・ウィルスや第三者の妨害行為等による不可抗力によって当サイトによるサービスが停止したことに起因して利用者へ生じた損害につき、一切責任を負うものではありません。 当県は、当サイトからリンクされているサイト（以下、「リンク先サイト」と言う。）について、その掲載情報の正確性、合法性等を保証するものではありません。万一、リンク先サイトの利用につき問題が生じた場合は、利用者ご自身の責任で対処してくださるようお願いいたします。
6. 当県への弁償	利用者によるサービスの利用、サービスへの接続、利用者の本規約違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、当県は一切責任を負いません。また、利用者の本規約違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関連して当県に費用が発生（賠償金の支払いを含む。）した場合には、利用者は当該費用を弁償するものとします。
7. 利用規約違反への対応	本規約に違反するような行為等を発見された場合には、i-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp までご連絡ください。
8. その他	本規約は、日本法に従って解釈・適用されるものとします。 サービスのご利用に関して現時点では利用料金を請求しておりません。 当県と利用者間で、当サイト、サービス、又は本規約に関して紛争が生じた場合には、相互が満足できる解決を図るため誠実に対応することとします。なお、上記対応により解決がなされず、司法的判断を求める場合には、日本国静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

● CANADA' S NATIONAL FOREST INVENTORY (カナダの NFI)

- ✓ 公開主体：カナダ
- ✓ 公開サイト：<https://nfi.nfis.org/en>

ポリシー（和訳）（令和 2 年 1 月時点）

項目	内容
Privacy notices (プライバシーに関する通知)	カナダ政府及び NFI は、プライバシーを尊重する Web サイトを訪問者に提供することを約束しています。このページは、NFI Web サイトのプライバシーポリシーと慣行をまとめたものです。 ・ NFI Web サイトは、名前、電話番号、電子メールアドレスなどの特定の個人情報を自動的に収集しません。電子メールを送信するか、サイトの安全な部分に登録することによって情報を提供した場合にのみ、このタイプの情報を取得します。 ・ この部門によって作成、保持、又は収集されるすべての個人情報は、連邦プライバシー法により保護されています。これは、収集のどの時点でも、情報を収集するための同意を求められるか、そのような収集の権限について通知されることを意味します。収集される目的と、その情報へのアクセス権を行使する方法が通知されます。 ・ NFI はソフトウェアプログラムを使用してネットワークトラフィックを監視し、情報のアップロード又は変更、その他の損害を引き起こす不正な試みを特定します。このソフトウェアは、我々の Web サイトにアクセスしたコンピュータのインターネットプロトコル (IP) アドレス、訪問日時、訪問したページを受信して記録します。サイトに損害を与える試みが検出されない限り、これらのアドレスをサイトにアクセスする個人の ID とリンクする試みは行いません。 ・ NFI は通常、「Cookie」を使用して、訪問者がこのサイトをどのように使用するかを追跡したり、以前に訪問したサイトを特定したりしません。Cookie が使用されており、ブラウザで Cookie 通知オプションが有効になっている場合、Cookie が使用される前にシステムが通知し、Cookie を拒否できるようにします。（「Cookie」とは、Web サイトがあなたの知らないうちにハードドライブに配置して、サイトの使用を監視できるようにするファイルです。） ・ 訪問者の情報は、業務上の責任を果たすために情報を必要とするカナダ政府の職員を除き、誰にも開示されません。お客様が我々に提供する個人情報のさらなる開示は、連邦プライバシー法に従います。
Copyright / Permission to reproduce (著作権/複製の許可)	この Web サイトの資料は、カナダ政府が提供するプログラム及びサービスに関する情報へ直接アクセスするカナダ人に提供する目的で、NFI によって作成、編集されました。 このサイトの資料は、著作権法の条項、カナダの法律、ポリシー、規制、及び国際協定によって保護されています。これらの規定は、情報源を特定し、特定の場合には、書面による許可なしに資料の複製を禁止するのに役立ちます。
Non-commercial reproduction (非営利的な複製)	このサイトの情報は、個人又は公共の非営利目的ですぐに利用できることを意図して投稿されており、NFI からの追加の許可なしに、一部又は全部を何らかの方法で複製できます。我々は以下の事項のみ求めます。 ・ 利用者は、複製された資料の正確性の確保に努めること。 ・ 情報のソースとして NFI が特定されること。

項目	内容
	・複製は、複製された資料の公式版として、又は NFI と提携して、あるいは NFI の承認を得て作成されたものとして表現されないこと。
Commercial reproduction (商用複製)	カナダ政府の著作権管理者からの書面による許可がある場合を除き、商業的再配布を目的として、このサイトの素材の全部又は一部を複製することは禁じられています。 NFI は、許可付与プロセスを通じて、カナダ政府資料を商業目的で複製することを希望する個人又は組織が、最も正確で最新のバージョンにアクセスできるようにします。 このサイトの素材を商業目的で複製する許可を得るには事務局に連絡してください。
Third-party materials (サードパーティーのマテリアル)	カナダ政府の Web サイトにある資料及びグラフィック要素の一部は、他の組織が所有する著作権の対象です。これは、カナダ政府機関と外部組織が共同で運営しているサイトに特に当てはまります。 このような場合、素材又はグラフィック要素の複製に関する制限が適用される場合があります、素材を複製する前に権利所有者に許可を求める必要がある場合があります。 著作権の所有権及びこのサイトの素材の複製に関する制限に関する情報を入手するには、事務局に連絡してください。
External service providers (外部サービスプロバイダー)	Web サイトを効果的に運用するために、NFI は部門外のサービスプロバイダーを時折使用しています。 このようなサービスプロバイダーは、NFI との契約により、受け取った個人情報をプライバシー法の規定と一致する方法で処理することに拘束されます。 このポリシー又は NFI のプライバシー法の管理に関する質問又はコメントは、次の宛先に送られます。 国家森林目録 506 West Burnside Road Natural Resources Canada カナダの森林局 Victoria BC Canada V8Z 1M5 プライバシーに関する懸念に対する我々の回答に満足できない場合は、プライバシー委員のオフィスに連絡することをお勧めします。
Currency of content (コンテンツの最新性)	すべてのページの下部に表示される最終更新日は、情報が最初に Web サイトに投稿された日付又は Web ページが改訂された日付です。 文書の情報内容が作成又は改訂された日付、情報が紙の形式で伝統的に公開された日付を常に反映するわけではありません。 情報コンテンツの日付は、ドキュメントで入手できる場合があります。
Language disclaimer (言語に関する免責事項)	National Forest Inventory の Web サイトは公用語法を尊重し、このサイトのすべての情報とサービスが英語とフランス語の両方で利用できるように努めています。ただし、公用語法の対象ではない一部の技術文書は元の言語でのみ提供されることに注意してください。

森林資源調査データ解析（第5期） 令和元年度 報告書

令和2年3月

業務受託：一般社団法人日本森林技術協会

〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地 TEL：03-3261-5281（代表）

担当者 金森匡彦